

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成31年1月10日(2019.1.10)

【公開番号】特開2018-41382(P2018-41382A)

【公開日】平成30年3月15日(2018.3.15)

【年通号数】公開・登録公報2018-010

【出願番号】特願2016-176625(P2016-176625)

【国際特許分類】

G 08 G 1/09 (2006.01)

G 08 G 1/16 (2006.01)

H 04 W 4/44 (2018.01)

H 04 W 8/00 (2009.01)

【F I】

G 08 G 1/09 F

G 08 G 1/09 H

G 08 G 1/16 D

G 08 G 1/09 D

H 04 W 4/04 1 1 1

H 04 W 8/00 1 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成30年11月20日(2018.11.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

移動体に搭載された通信装置であって、

予め設定した通信条件に基づき特定移動体との通信が可能な他の通信装置から得られる記録情報を記録するサーバに対して、前記通信装置自身の位置に基づく前記記録情報の取得要求を行い、要求した前記記録情報を前記サーバから受信する通信部と、

受信された前記記録情報に基づいて、所定のサービスの提供をすべきか否かを判定する判定部と、

前記所定のサービスの提供をすべき場合、前記所定のサービスの提供に応じた処理を行う処理部とを、備え、

前記記録情報を前記他の通信装置から前記サーバを介して取得することを特徴とする通信装置。

【請求項2】

前記予め設定した通信条件とは、V2Xに関するV2X情報の通信を行うことであることを特徴とする請求項1記載の通信装置。

【請求項3】

前記記録情報には、路側機から得られる路側機情報と、移動体から得られる移動体情報と、緊急情報通知システムから得られる緊急情報との少なくとも1つが含まれることを特徴とする請求項1または2に記載の通信装置。

【請求項4】

前記通信部は、前記他の通信装置と直接通信する特定通信手段を非搭載であることを特徴とする請求項1乃至3のうちいずれか1つに記載の通信装置。

【請求項 5】

移動体に搭載された通信装置に実行させるための通信プログラムであって、

予め設定した通信条件に基づき特定移動体との通信が可能な他の通信装置から得られる記録情報を記録するサーバに対して、前記通信装置自身の位置に基づく前記記録情報の取得要求を行い、要求した前記記録情報を前記サーバから受信するステップと、

受信された前記記録情報に基づいて、所定のサービスの提供をすべきか否かを判定するステップと、

前記所定のサービスの提供をすべき場合、前記所定のサービスの提供に応じた処理を行うステップとを、前記通信装置に実行させ、

前記記録情報を前記他の通信装置から前記サーバを介して取得することを特徴とする通信プログラム。

【請求項 6】

移動体に搭載された通信装置に実行させるための通信プログラムを記録した記録媒体であって、

予め設定した通信条件に基づき特定移動体との通信が可能な他の通信装置から得られる記録情報を記録するサーバに対して、前記通信装置自身の位置に基づく前記記録情報の取得要求を行い、要求した前記記録情報を前記サーバから受信するステップと、

受信された前記記録情報に基づいて、所定のサービスの提供をすべきか否かを判定するステップと、

前記所定のサービスの提供をすべき場合、前記所定のサービスの提供に応じた処理を行うステップとを、前記通信装置に実行させ、

前記記録情報を前記他の通信装置から前記サーバを介して取得することを特徴とする通信プログラムを記録した記録媒体。

【請求項 7】

移動体に搭載された通信装置と、予め設定した通信条件に基づき特定移動体との通信が可能な他の通信装置から得られる記録情報を記録するサーバと、を備える通信システムであって、

前記サーバが、

前記通信装置自身の位置に基づく前記記録情報の取得要求に応じて、前記記録情報を前記通信装置へ送信し、

前記通信装置が、

受信された前記記録情報に基づいて、所定のサービスの提供をすべきか否かを判定し、

前記所定のサービスの提供をすべき場合、前記所定のサービスの提供に応じた処理を行うもので、

前記記録情報を前記他の通信装置から前記サーバを介して取得することを特徴とする通信システム。